

# HACCPハード事業における 輸出事業計画策定の参考資料

輸出・国際局輸出支援課 HACCPハード・証明書チーム  
令和4年11月

# 目次

## 1. 輸出事業計画の概要

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (1) 制度の概要   | ・ ・ ・ P 2 |
| (2) 計画認定の流れ | ・ ・ ・ P 3 |

## 2. 輸出事業計画の策定

- |                                  |            |
|----------------------------------|------------|
| (1) 輸出事業計画（様式1（別紙））<br>の記載方法について | ・ ・ ・ P 7  |
| (2) 輸出事業計画（公表用：様式2）<br>の記載方法について | ・ ・ ・ P 14 |
| (3) 重点品目ごとの留意事項                  | ・ ・ ・ P 16 |
| (4) チェックリスト                      | ・ ・ ・ P 23 |

## 3. お問合せ先

・ ・ ・ P 24

### （参考）

輸出事業計画の認定を受けた者に対する  
関連事業の優遇措置等

# 1. 輸出事業計画の概要

## (1) 制度の概要

### 輸出事業計画とは

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができます。（法第三十七条より）

### 輸出事業計画認定のメリット

輸出事業計画の認定を受けることにより、以下のメリットを受けることができます。

- ・関連事業における優遇措置（優先採択等）
- ・支援チーム（国、JETRO、都道府県、専門家等）によるサポート
- ・日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）による融資（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）
- ・施設等の整備に対する所得税・法人税の特例
- ・公庫によるスタンバイ・クレジット制度
- ・食品等流通合理化促進機構による債務保証
- ・農地転用手続きのワンストップ化

### 輸出事業計画の認定基準（認定規程第3の3）

提出された輸出事業計画は、「輸出事業計画の認定規程」（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき、審査されます。主な認定の基準は以下の通りです。

#### （主な認定基準）

- ・ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。
- ・輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。
- ・目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。
- ・輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

➤ このほか、農地法の特例（農地転用手手続きのワンストップ化）に係る内容を含む場合は、その内容が農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合又は同法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合のいずれにも該当しないこと。

★輸出事業計画の認定には、GFPコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp/>）に登録していることが必要です。

# 1. 輸出事業計画の概要

## (2) 計画認定の流れ

### 輸出事業計画の類型

輸出事業計画は、策定の目的により以下の11パターンに分類され、それぞれの分類によって、認定までの流れが異なります。

- ① GFPグローバル産地づくり推進事業を活用する場合
- ② 関連事業における優遇措置（優先採択等）を希望する場合
- ③ 輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用を希望する場合
- ④ 支援チームによるサポート等を希望する場合
- ⑤ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「実行戦略」という。）に基づきリスト化された輸出産地・事業者
- ⑥ 農地法の特例を受ける場合
- ⑦ 公庫の制度資金や債務保証（スタンダードバイ・クレジット）を活用する場合
- ⑧ 食品等流通合理化促進機構による債務保証を受ける場合
- ⑨ 税制上の特例（割増償却）を受ける場合
- ⑩ ①～⑨の複合型
- ⑪ 計画策定のみで特段の支援を希望しない場合

※各種支援措置（上記①から④及び⑥から⑩）を受けられる対象は、基本的には輸出事業計画の認定を受けた者（認定輸出事業者）となります。

認定輸出事業者と支援を受けたい者の名称が異なる場合（認定輸出事業者が協議会やコンソーシアム等であって、その構成員が支援を受けたい場合など）は、支援措置によって取り扱いが異なりますので、輸出事業計画の申請前に個別にご相談願います。

それぞれの類型における計画認定までの流れは  
次ページ以降を参照 →

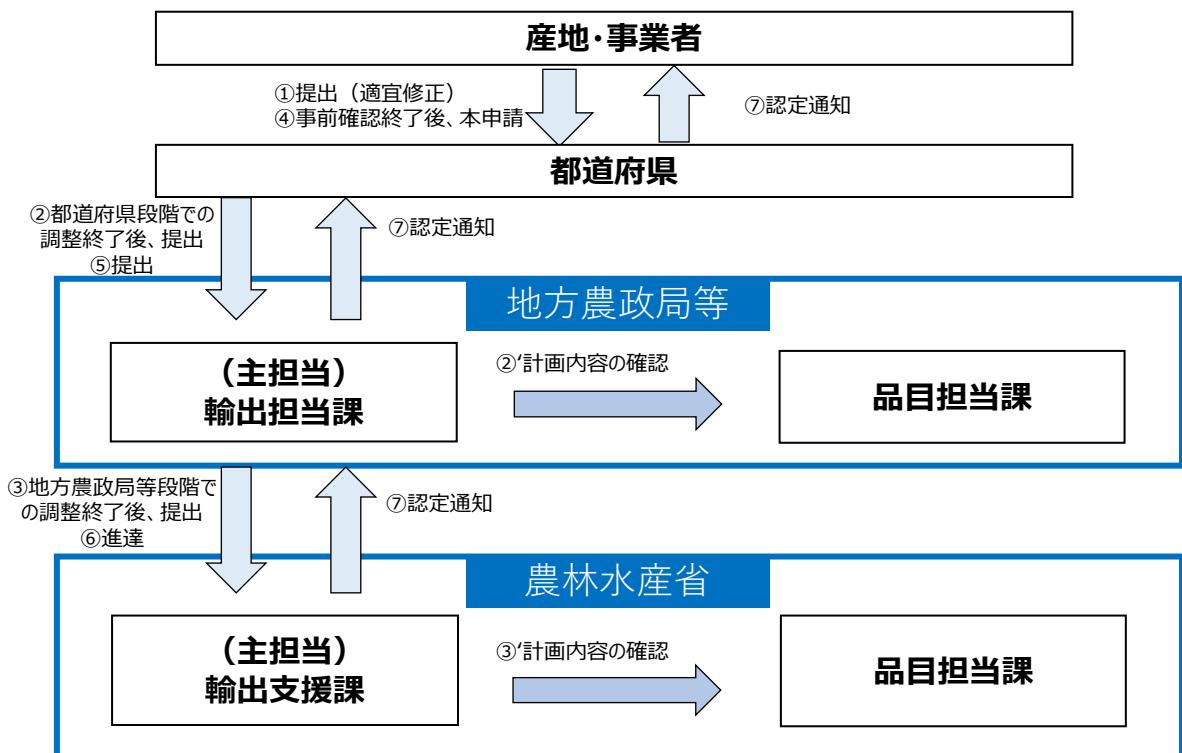
### 輸出事業計画を審査するにあたって

- ・輸出担当課、品目担当課及び関連事業担当課は、必ず相互に確認を行う。
- ・③輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用を希望する場合の計画については、必ず、事業担当ラインにて内容の事前調整を行う。（補助事業の実施計画で求める水準の事項を輸出事業計画に盛り込む必要があるため。）
- ・酒類の計画については、国税庁酒税課と事前の内容確認を行い、法第37条第5項に基づき、財務大臣への通知を行う。

## I ①～④を含む計画の場合（※ ⑤リスト化された事業者の計画の場合を除く）

【提出書類】 様式1、様式2（必要に応じて様式1-1、1-2-1又は1-2-2、1-3、1-4）

【留意点】 ・都道府県→地方農政局等（輸出担当課、品目担当課等）→本省（輸出支援課、品目担当課等）の順に内容の事前確認を行う。

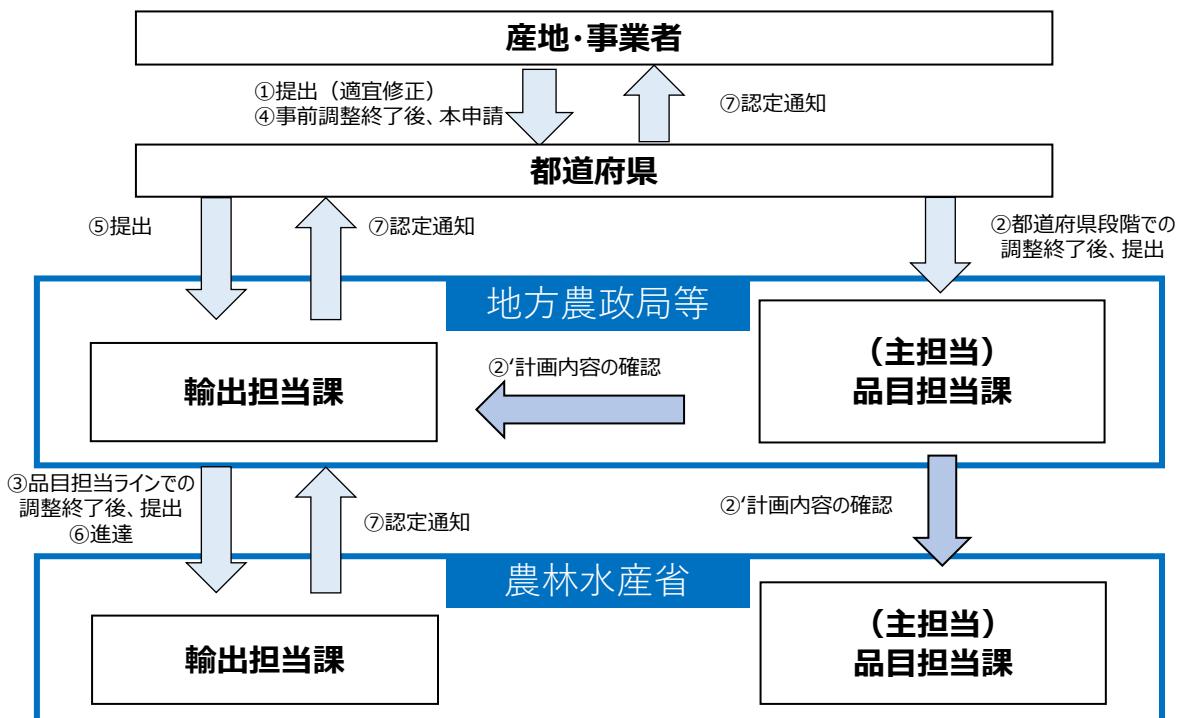


## II ⑤実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者の場合

【提出書類】 様式1、様式2（必要に応じて様式1-1、1-2-1又は1-2-2、1-3、1-4）

【留意点】 ・都道府県→品目担当ライン（地方農政局等、本省）→輸出担当ライン（地方農政局等→本省）の順に内容の事前確認を行う。

・「GFPグローバル産地づくり推進事業」を活用した産地の計画についてはIの流れに準じる。

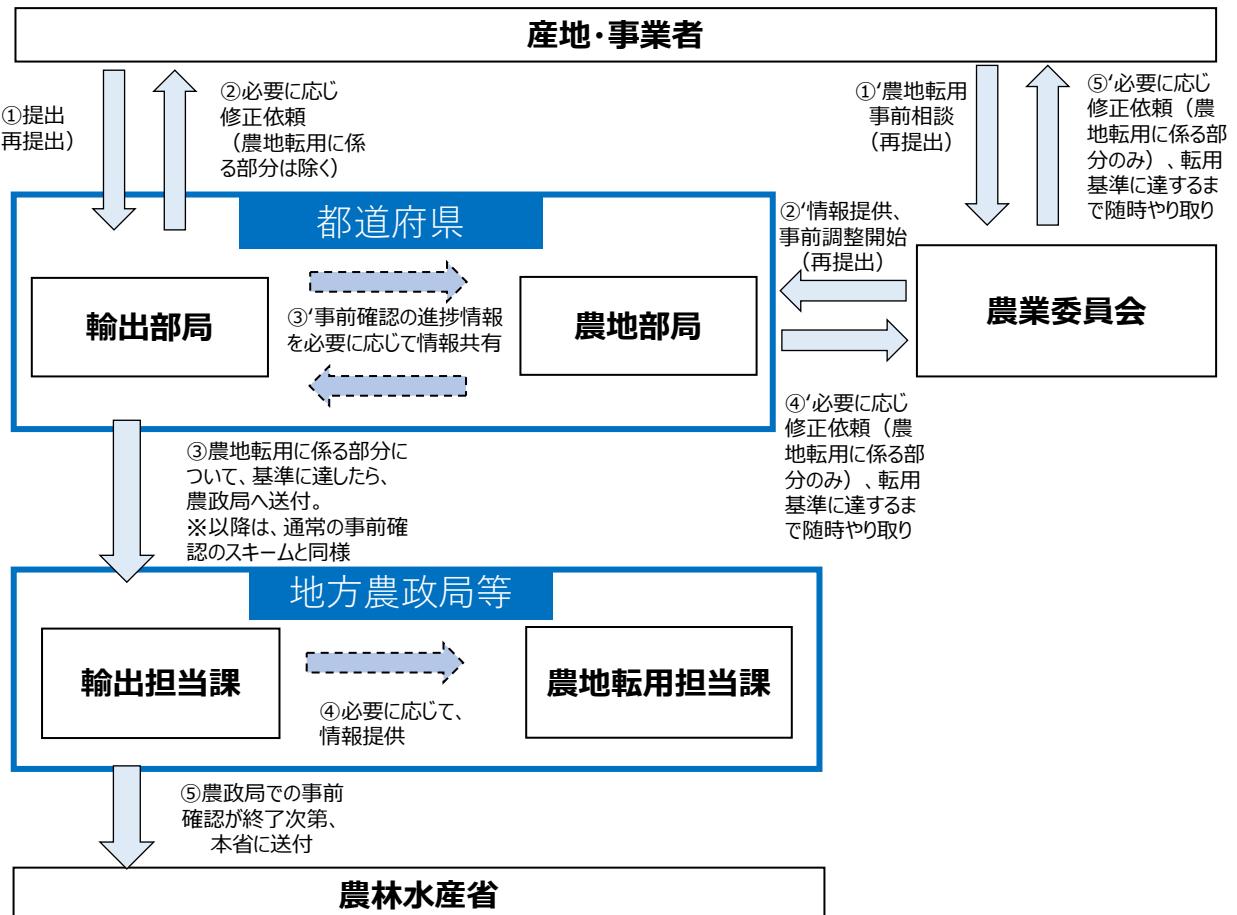


### III ⑥農地法の特例を受ける場合

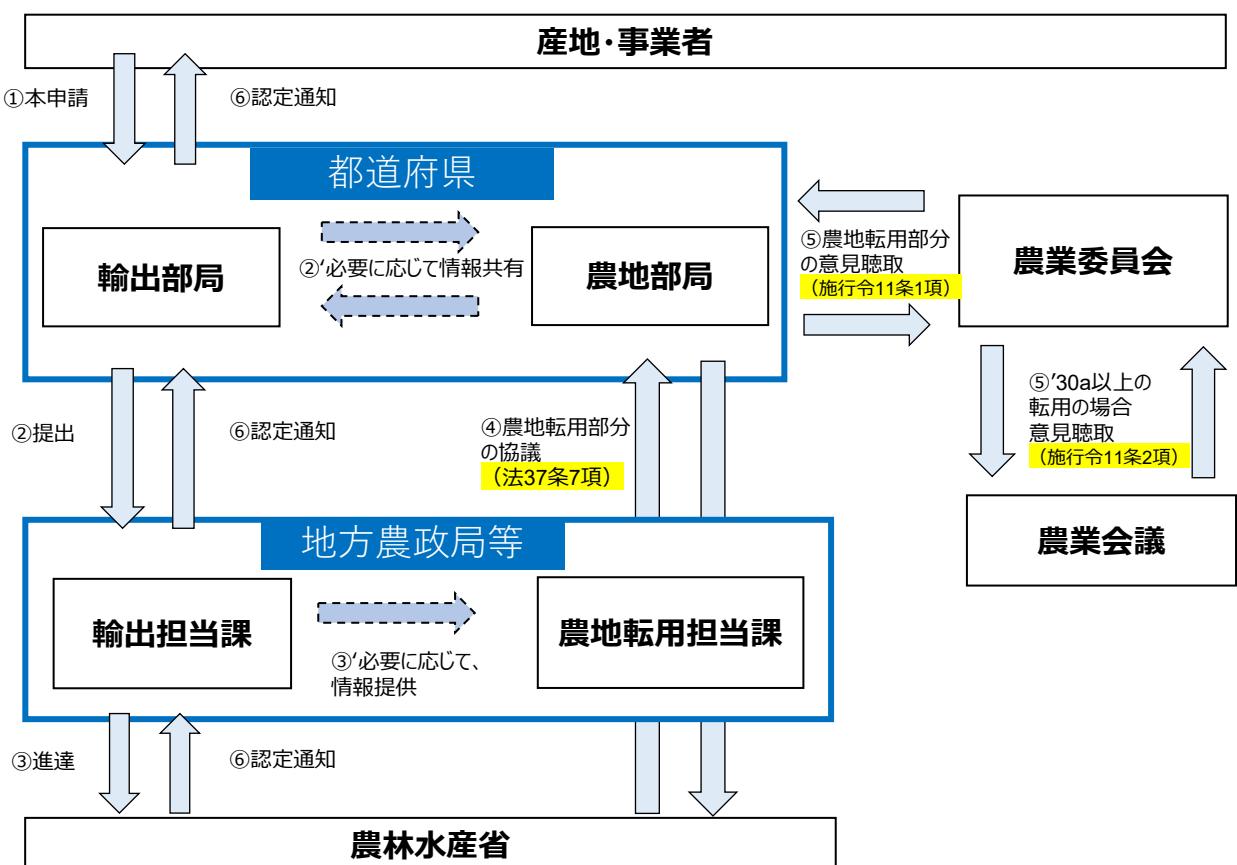
【提出書類】様式1、様式1-1、様式1-2-1又は1-2-2、様式2

【留意点】・農地転用に係る部分は農業委員会による事前調整を行うことが望ましい。

#### 事前調整段階



#### 事前調整後

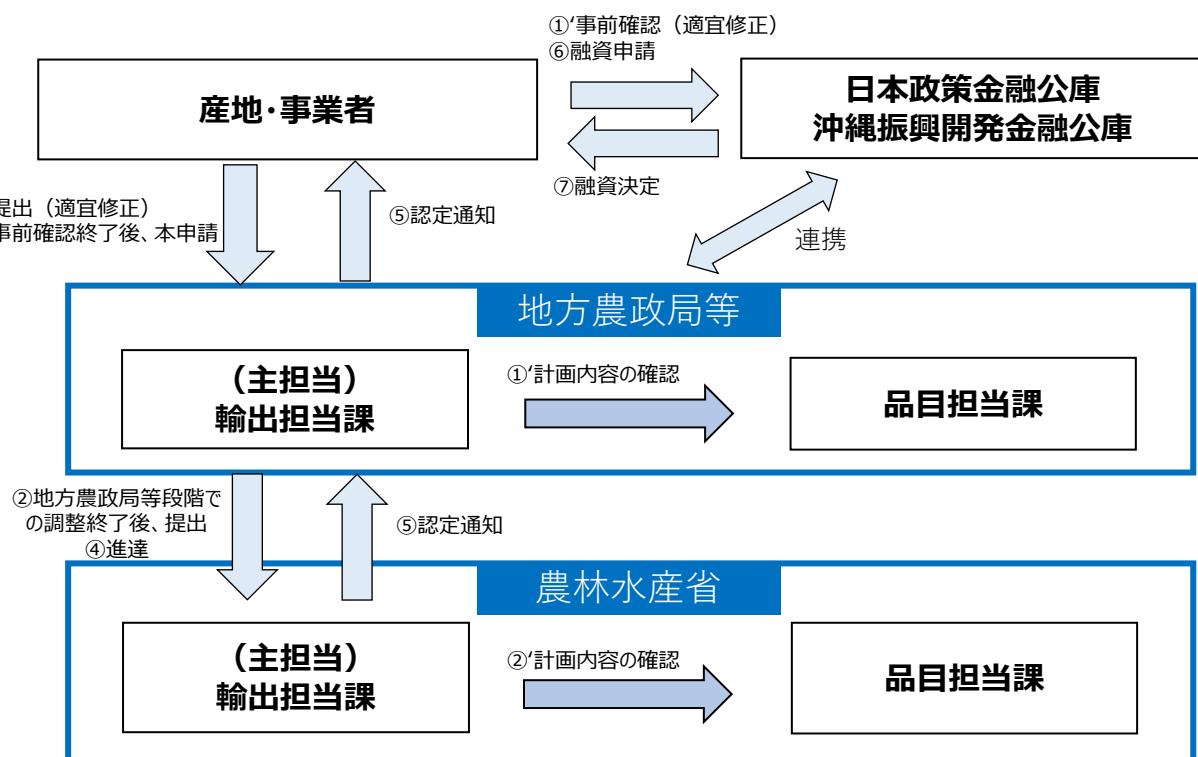


## IV ⑦公庫による融資（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）及び債務保証を活用する場合

【提出書類】 様式1、様式1-1（資金使途に施設の整備が含まれる時のみ）、様式1-3（申請者が農林漁業者等の場合は不要）

【留意点】 ・申請前に、公庫による申請書類の確認を必ず受けること。

・公庫の債務保証を受けようとする場合は、様式1にその旨を記載する（様式1-1、1-3は不要）

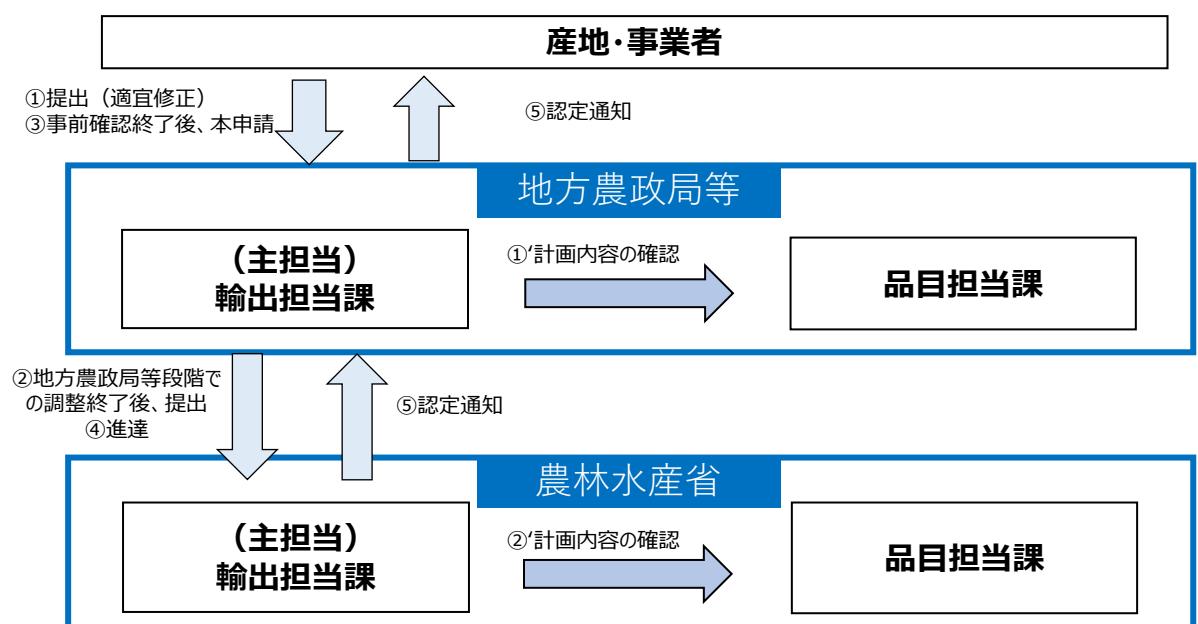


## V ⑧⑨のみの場合、及び⑪計画策定のみ（特段支援を活用しない）の場合

【提出書類】 ⑧、⑪：様式1のみ

⑨：様式1、様式1-1、様式1-4

【留意点】 ・⑧食品等流通合理化促進機構の債務保証を受けようとする場合は、様式1にその旨を記載する。



## 2. 輸出事業計画の策定

### (1) 輸出事業計画（様式1(別紙)）の記載方法について

#### 【はじめに】

輸出事業計画は、以下の4つの基準を満たしていることが必要です。これらの情報を網羅できるように、申請書を記載いただく必要があります。

#### 《輸出事業計画の認定基準》

- (1) ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。
- (2) 輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。
- (3) 目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。
- (4) 計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、P D C Aサイクルを回せる体制が整備されていること。

#### 様式1(別紙)

#### 輸出事業計画

##### 1 基本情報

申請者名	○○輸出拡大協議会		品目	× × × ×
都道府県名	●●県	産地のエリア又は事業実施地区	△△地区	
市町村名	▼▼市	事業実施期間	年 月 ~ 年 月	
申請者の事業概要				

#### 【事業実施期間】

- 優先採択を希望される関連事業や、活用を希望する公庫融資の趣旨にあわせて、期間を設定してください。
- 終期については、申請者の事業年度など成果目標を把握しやすい時期で設定してください。●年▲か月等の端数があっても構いません。

#### 【申請者の事業概要】

- 申請者が行っている事業について、簡潔に記入してください。  
(輸出関連以外の事業も、可能な範囲でご記入ください。)

(例) 設立、事業目的、事業の実施状況等

主に以下の3点について、内容に盛り込んでください。

### ①【背景】

- ・輸出品目の特色
- ・都道府県内の農林水産業における位置づけ
- ・産地の状況 など

※産地の強み（「品目や産地の特徴」等）や取り巻く環境の変化（「生産者の減少」や「販売価格の低迷」等）を踏まえて、「3 課題と取組内容」に繋がるような内容を記載してください。

### ②【これまでの輸出の取組】

- ・輸出に取り組んだきっかけ
- ・これまでの輸出実績（輸出額、輸出国等）
- ・海外市場を見据えた輸出体制整備及び施設整備の経緯やPR活動の実施状況 など

### ③【ターゲット国のニーズ及び規制等】

- ・まずはターゲット国を明確に記載してください。  
併せて、その国をターゲット国にした理由も記載してください。
- ・次に、ターゲット国ごとに、ニーズや規制等の把握状況を記載してください。
- ・小売り向けか、外食向けか、高所得者層を狙うのか、中所得者層も視野に入れるか、などの視点も記載してください。
- ・HACCPハーフ事業を活用した規制対応を行う場合、取得する認定等の種類や品目、これまでの商談等の取組状況について記載して下さい。

※輸出先国の法令や規制等を踏まえ輸出できる品目になっているかを確認してください。

#### (記載にあたって参考とすべきデータ)

- ・これまでに参加した現地展示会における商談やアンケート調査に基づく分析結果
- ・現地バイヤー・取引先に対する電話等のヒアリングによる最新の状況
- ・JETROの現地調査報告等の公開データ 等

#### (記載例)

××××は、温暖な気候に恵まれた●●県で広く栽培されており、中でも△△地区は～～～という特徴から、県内でもトップクラスの品質と生産量を誇る。

一方で、近年、国内他産地との競合が生じており、国内販売価格が低迷しつつある。そこで、今後新たな需要が見込まれる海外市場をターゲットとし、○○年から、輸出の取組を開することとした。

現地バイヤーに対してヒアリングを行うとともに、現地を訪問し市場調査を行い、以下のニーズ及び規制があることを把握している。

#### 【A国】

○年より毎年○○商談会への参加、定期的（四半期に1回程度）な商社との打ち合わせ、また、○年に現地を訪問し、市場調査やバイヤーへのヒアリングを行い、以下のニーズ及び規制があることを把握している。

A国では××××を○○するなどして食べる文化があり、日本からも以前から××××が輸出されていたが、現地で食されているものと比較し、～～～。また現地では、～～～～な味や食感が好まれている。また、食品安全規制において、○○商品の輸出にあっては、当該商品の加工施設について○○認定の取得が必要。

### 3 課題と取組内容(輸出の拡大を図るため、生産、製造、加工、物流、販売等の改善を図る取組を記載)

※農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者に係る計画について輸出重点品目ごとの輸出目標を踏まえた内容を記載すること。

○前述の「ターゲット国ニーズ及び規制等」を踏まえ、国ごとに、「生産（製造）」・「加工」・「物流」・「販売」等の段階に分けて、それぞれの課題と解決に向けた取組内容を記載してください。生産においては、対象品目毎の作付面積、生産量等の生産概況に係る現状値と目標値についても記載してください。

※該当がない部分は、省略して構いません。

○当該取組が、どのターゲット国を対象とするものか、事業実施期間のいつ頃取組むのかについても明確に記載してください。

○実行戦略に基づき、リスト化された輸出産地・事業者に係る計画については、生産・製造面等の状況を適切に把握し、輸出重点品目ごとの輸出目標等を踏まえた内容を記載してください。

○「7 資金計画」で活用を希望する事業がある場合は、その内容を記載してください。

○HACCPハード事業を活用した規制対応を行う場合、どの様な規制に対し、どの様な対応・取り組みを行うかを記載して下さい。

#### (記載例)

課題等が国ごとに異なる場合は、国別にご記載ください。

(1) ○○国

##### ①課題

###### 【加工】

○○商品の輸出に際し、輸出先国バイヤーから国際認証（ISO22000等）の取得を求められているが、現在の施設では○○の理由から取得が困難な状況にあることから、HACCPハード事業により、○○機器の導入等を行い、・・・。

###### 【物流】

○○国への輸出には、生産・加工・流通施設とも認定施設である必要があり、認定商品の○○を安定的に輸出するため、冷凍保管倉庫についても施設認定の取得を計画しているが、コンサルより○○の改修が必要と指摘されているため、HACCPハード事業により、・・・。

##### ②課題解決に向けた取組内容

###### 【加工】

○○国の取引先が求めるISO22000認証の取得に向け、専門家のアドバイスを受けながら、新規加工製造機器の選定及び導入等を行う。具体的には、令和●年にHACCPハード事業を活用した機器整備等を実施し、●年には専門家の指導を受けつつISO認証を取得するとともに、○○などの取組を・・・。

###### 【物流】

○○国への輸出に必要となる施設認定を取得するため、令和●年にHACCPハード事業による○○の改修を実施し、●年はコンサル指導を受けつつEU・HACCP認証の取得や商社等を通じた具体的な商談等の取組など・・・。

いつ頃、どのような取組みを行うのか、具体的にご記載頂くのが望ましいです。

## 輸出事業計画のロードマップ

事業実施主体名:

	○○年度				△△年度				□□年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
<b>生産(製造)</b>	輸出先国・地域の残留農薬基準に対応した栽培体系の検討		関係機関にて内容検討		栽培体系案の検証		結果の検証・案の改良					
○○			.....			.....						
△△			...		...	...	...		...	...	...	
<b>加工</b>	○○認証取得				講習受講・認証準備			認証				
△△			.....		.....	...						
<b>流通</b>	○○											
△△												
<b>販売</b>					以下、上記と同じイメージで記入							
○○												
△△												
<b>予定輸出先国・地域</b>	○○、△△				○○、△△、□□			○○、△△、□□、××、◎◎				
<b>目標輸出金額</b>	●●万円				▲▲万円			■■万円				

このような「ロードマップ」を作成しておくと、いつどのような取組みを行う予定なのか、整理できます。

## 4 現在の商流の状況と今後の商流の展開

- 「現在の商流の状況」と「今後の商流の展開」について、現在と今後の違いが明確になるように記載してください。必要に応じて、図等を用いて補足してください。

### (記載例)

#### 【現在の商流の状況】

(1) A国

商流等が国ごとに異なる場合は、国・地域別に記載してください。

△△地区



◎◎商社



A国代理店



A国小売店  
XXX、YYY等

(2) B国

△△地区



△△商社



B国小売店  
MM、NN等

#### 【今後の商流の展開(認定取得製品の商流)】

(1) A国

△△地区



◎◎商社



A国小売店  
XXX、YYY等

(2) B国

△△地区



△△商社

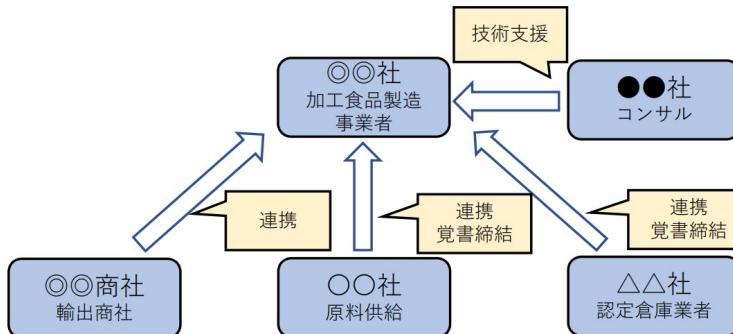


B国小売店  
MM、NN等

## 5 事業の組織体系図及び連携体制図

- 輸出にあたって連携する関係者や専門家（JETRO、HACCP等の認証取得の専門家など）との関係とそれぞれの役割を記載してください。  
(必ずしも「PDCAサイクル図」を記載する必要はありませんが、PDCAサイクルを回すことが可能な体制が整備されている必要があります。)  
○個社名が特定できる関係機関は、事業者名などを具体的に記載してください。

(記載例)



## 6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標

(輸出品目:○○○○)

▲▲地区  (4)	①	現状 (令和〇年)	目標年 (令和〦年)	③  備考
	輸出額(円)	②	②	
	輸出量(t)	②	②	
	輸出先国		⑤	
	生産量/取扱量(t)		⑥	

※生産地区が複数にわたる場合については、それぞれ別葉で記載すること。

※目標とする時期は、事業計画最終年の1年間とする。

- ① 当該輸出事業計画で取り組む品目を記載し、複数產品による申請の場合は、適宜セルを追加の上、輸出対象品目ごとに記載してください。
- ② 輸出額の集計期間の実態に即して、適宜「年度」に変更してください。  
(HACCPハード事業の成果目標年度と合わせることも可能です)  
※年度は必ずしも4/1~3/31ではなく、申請者における事業年度でも構いません。
- ③ 「目標年」は、事業実施期間の最終年度を記載してください。
- ④ 生産地区が複数にわたる場合については、可能な限りそれぞれ別葉で記載してください。
- ⑤ 省略せず、すべての国・地域名を記載してください。  
輸出先国・地域が多い場合、セルは適宜広げていただいて構いません。
- ⑥ 片方のみに該当する場合は、「生産量/取扱量(t)」は「生産量(t)」または「取扱量(t)」に修正ください。なお、単位については、品目に応じて、適宜変更頂いて構いません。

## 7 資金計画

(単位：千円)

年度	事業内容	事業費	内訳		備考
		(必要な資金の額)	設備資金(調達方法・金額)	運転資金(調達方法・金額)	
令和〇年度	〇〇加工場の設備	400,000	令和△年度 HACCPハード 事業補助金： 100,000千円 農林水産省・ 食品輸出基盤 強化資金： 140,000千円 融資(〇〇銀 行)：100,000千 円 自己資金： 100,000千円	農林水産物・ 食品輸出基盤 強化資金： 100,000千円 融資(〇〇銀 行)10,000千円 自己資金： 10,000千円	信用保証支援事業 食流機構の債務保証(〇〇 銀行) スタンダバイ・クレジット(〇〇銀行) 輸出税制(割増償却) 農地法の特例
	〇〇向け新商品の開発	20,000		農林水産物・ 食品輸出基盤 強化資金： 20,000千円	
令和〇年度					
令和〇年度					

○輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用、公庫の制度資金の活用、その他輸出事業計画策定に係る各種支援措置を希望する場合には必ずご記載頂くようお願いいたします。

○借入金・補助金等については、計画申請時点における予定を記載してください。

### 【内訳（設備資金・運転資金）】

関連事業による支援を受けたい場合は、内訳欄に活用予定の資金名、補助事業名等調達方法及びその金額を記載してください。

### 【備考欄】

上記の他に農地法の特例、税制の特例等の支援措置を受けたい場合は、備考欄に活用予定の支援策を記載してください。

## 8 その他特記事項等

これまでの項目以外で、何か特筆すべき点がある場合は、記載してください。

※直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合は、事業内容の概要を記載した書類)を添付すること。

○決算時に事業報告書を作成していない場合は、別途作成をお願いします（任意様式）。  
○都道府県や市町村等が申請者となる場合は、事業報告書、貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）の添付は不要です。

## 別添

都道府県の担当者名及び連絡先	都道府県名:	
	氏名(ふりがな):	○品目により担当窓口が異なる場合がありますので、各都道府県の窓口に問い合わせの上、担当者名を記載してください。
	所属(部署名等):	
	役職:	※提出時に都道府県を経由しない場合は、記載する必要はありません。
	電話番号:	
	FAX:	
E-mail:		
申請者の担当者名及び連絡先	申請者団体名:	
	氏名(ふりがな):	
	所属(部署名等):	2者以上による共同申請の場合は、適宜セルを追加の上、記載してください。
	役職:	
	電話番号:	
	FAX:	
E-mail:		

- ・輸出事業計画の認定規程第5の規定に基づく支援の対象となろうとする計画又はG F Pグローバル産地づくり推進事業活用産地で計画の認定を申請する方はチェックしてください。

P 2 の輸出事業計画の類型の①～④に該当する場合は、チェックして下さい。

- ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者に係る計画の認定を申請する方はチェックしてください。

申請者がリスト化された輸出産地・事業者である場合  
(P 2 の輸出事業計画の類型⑤に該当する場合) は、チェックして下さい。

- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第39条の規程により、農地法の特例を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

農地法の特例を受けようとする場合 (P 2 の輸出事業計画の類型⑥に該当する場合) は、チェックして下さい。  
※申請前に、事前に農業委員会にご相談をお願いします。

- ・株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による資金の貸付けの対象となろうとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。この場合、本計画の内容について同社に提供されることとなります。

P 2 の輸出事業計画の類型⑦のうち公庫による資金の貸付を受けようとする場合は、チェックして下さい。  
※申請前に、事前に公庫にご相談をお願いします。

- ・租税特別措置法第13条の2または第46条の2の規定により割増償却の適用を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

P 2 の輸出事業計画の類型⑨に該当する場合は、チェックして下さい。

- ・食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例（債務保証）を受けようとするとき、又は第42条の規定により、株式会社日本政策金融公庫法の特例（スタンダバイ・クレジット）を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

P 2 の輸出事業計画の類型⑦のうち公庫法の特例（スタンダバイ・クレジット）を受けようとする場合、又は類型⑧に該当する場合は、チェックして下さい。

## (2) 輸出事業計画（公表用：様式2）の記載方法について

### 【参考】

これまでに認定された各輸出事業計画については、本様式が農林水産省のHPに掲載されていますので、作成の際には、適宜参考にしてください。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu\\_keikaku.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html)

## 輸出事業計画

様式2

※申請者名：○○○、品目：○○○

### 1. 輸出における現状と課題

- 様式1（別紙）における「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」及び「3 課題と取組内容」のうち、課題にあたる部分について、簡潔に記載してください。
- 箇条書きでも構いません。
- 必要に応じて、図や表を掲載してください。

#### 【現状】

- ・・・・・。
- ・・・・・。

様式1（別紙）における「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」から、必要な箇所を抜粋して記載してください。

#### 【課題】

- ・・・・・。
- ・・・・・。

様式1（別紙）における「3 課題と取組内容」のうち、課題にあたる部分から、必要な箇所を抜粋して記載してください。

### 2. 輸出事業計画の取組内容

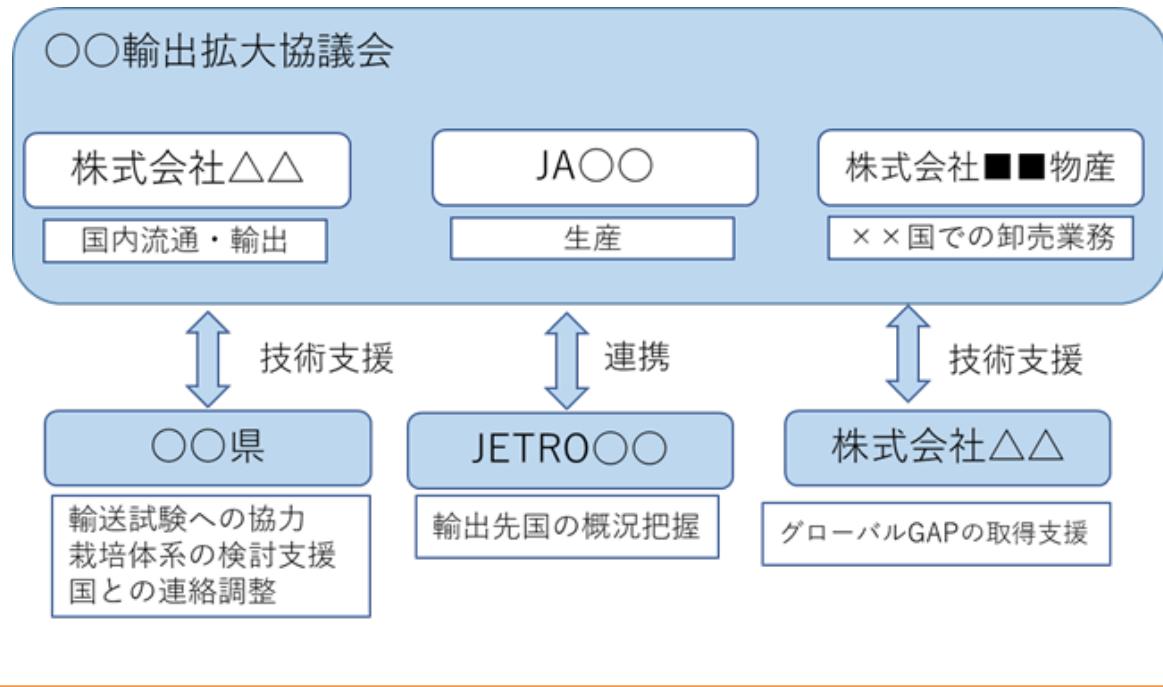
- 様式1（別紙）における「3 課題と取組内容」のうち、取組内容にあたる部分について、簡潔に記載してください。
- また、必要に応じて、様式1（別紙）における「4 現在の商流の状況と今後の商流の展開」の内容も踏まえて記載して下さい。
- なお、見やすい資料とするため、可能な限り、図や表を活用して表現してください。

### 3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制

○どのようにPDCAサイクルを回していくのかを意識して、様式1（別紙）における「5事業の組織体系図及び連携体制図」の内容も踏まえながら、記載してください。

※なお、本公表用資料については、必ずしも具体的な事業者名等を記載する必要はありません。

（記載例）



### 4. 輸出目標額

※輸出先国と輸出する農林水産物・食品の現状及び目標金額を記載すること

○様式1（別紙）における「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」のうち、  
輸出額、輸出量、輸出先国について、記載してください。

	現状 (令和〇年)	目標年 (令和×年)
輸出額(円)	〇〇	××
輸出量(t)	〇〇	××
輸出先国	●●国	●●国、▲▲国……

### (3) 重点品目ごとの留意事項

#### 【輸出産地リストに掲載された産地・事業者 共通】

- 輸出事業計画の策定にあたっては、実行戦略（別表1）における「各品目の輸出額目標」等の内容を踏まえることが望ましいです。  
また、策定の際には、都道府県及び地方農政局等の担当者とよくご相談願います。

#### 【牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳乳製品】

- 食肉処理施設の衛生水準等、輸出先国が要求する条件へ対応したものとなっているか。

#### 《輸出産地リストに選定された産地・事業者（コンソーシアム）の輸出事業計画の場合》

- 生産者、食肉処理施設等、輸出事業者が連携して、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る取組となっているか。
- 実行戦略に基づく国別の輸出額目標を踏まえ、輸出事業計画において適切な輸出額目標が設定されているか。

#### 【りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、その他の野菜】

- 「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」には、輸出先国・地域のニーズに加え、植物検疫条件や残留農薬基準等の対応を要する規制の内容を記入すること。
- 「3 課題と取組内容」には、以下の点がわかるよう記入すること。
  - ・対象品目毎に、作付面積と生産量について、現状値と目標値、目標値の考え方を記入すること。
  - ・輸出先国・地域までの輸送中の品質・鮮度保持及び向上等に向けた取組（前述に加え、貯蔵技術の向上等により出荷期間の長期化に向けた取組等を行う場合は、その取組内容についても）について、記入すること。
  - ・輸出先国・地域のニーズや規制（植物検疫条件、残留農薬基準等）に対応した取組のほか生産力強化の取組を計画している場合は、その概要（3～5行程度）も記入（例：果樹の新植・改植時の省力樹形の導入、高品質果実の安定生産に向けた灌漑方式の導入、スマート農業技術や環境制御技術を導入した「いちご」の大規模生産施設の整備等）。

## 【りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、その他の野菜】の続き

※「3 課題と取組内容」につきましては、前ページ記載の点に加え、各品目ごとに以下の点も考慮して、取組内容を検討すること。

### <りんご>

- ・近年、品質面も向上してきている他の競合国産との差別化。
- ・ターゲット層に応じた商品の生産・出荷体制の強化。  
(例：春節の贈答用需要の高い大玉等の価格帯商品の供給強化、一般消費者向けに値頃感のある中小玉の生産・供給体制強化等)

### <ぶどう>

- ・近年、品質面も向上してきている他の競合国産との差別化。  
(特に競合国の多いシャインマスカットを対象とする場合は、今後、どのような生産・販売戦略としていくのか等)
- ・輸送中の品質・鮮度保持、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。

### <もも>

- ・モモシンクイガ等輸出先国・地域の検疫条件に対応可能な防除・除去対策等の徹底。
- ・輸出先国・地域の需要に対応するためのロットの確保。
- ・輸送中の品質・鮮度保持、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。

### <かんきつ>

- ・皮が剥きやすく甘みが強いなどの輸出先国・地域のニーズに応じた品種等の安定供給、出荷期間の長期化。
- ・品種に応じた品質・鮮度保持輸送のための最適条件等の検討・導入(例：うんしゅうみかんの船便による鮮度保持技術・資材の検討・導入等)、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底等。

### <かき・かき加工品>

- ・輸出先国・地域のニーズや嗜好等に合わせた品種等の安定供給。(例：タイで好まれる固い食感の品種(○○、○○など)の安定供給体制の強化等)、また他の競合国産との差別化が可能な日本のオリジナル性の高い品種等の積極的プロモーション。
- ・出荷時期の異なる複数品種等の組み合わせによる出荷期間の長期化。
- ・輸送中の軟化等を防止するための品質・鮮度保持輸送技術の確立。
- ・干し柿の輸出に取り組む場合は、輸出先国・地域の食品等に係る法規、規格及び規制等に対応した取組。

## 【りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、その他の野菜】の続き

### <いちご>

- ・輸送中の品質・鮮度保持（クッション性のある新包装容器の導入や既存容器での積み重ねが可能な資材の導入による荷傷みの軽減等）、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。
- ・輸出先国・地域の需要対応、輸送効率の向上（コンテナ満載、航空輸送から海上輸送への転換等）に向けた出荷単位の大口化。
- ・輸送適性の高い品種の導入等。

### <かんしょ・かんしょ加工品>

- ・輸送中のカビ・腐敗、ダンボールの荷崩れ・潰れ等に対する鮮度保持技術・資材の検討・導入。
- ・サツマイモ基腐病の被害防止に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。
- ・かんしょ加工品の輸出に取り組む場合は、輸出先国の食品等に係る法規、規格及び規制に対応した取組。

○「5 事業の組織体系図及び連携体制図」には、産地、卸売・輸出事業者等の役割分担の有無、それぞれの産地・事業者が行う取組を明確にした連携体制の図を記入すること。

○輸出事業計画の策定主体に輸出事業者が複数含まれる団体（協議会等）の場合は、以下の点に留意すること。

- ・「5 事業の組織体系図及び連携体制図」に、①輸出事業計画において具体的に取組を担う事業者、及び、②各事業者の協議会内での役割（P12「3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制」の（記載例）に記載の役割「××国での卸売り業務」、「国内流通・輸出」等を参考に記載してください。）を記載する。
- ・また、輸出事業計画に記載する現状及び目標の輸出量・輸出額は、協議会全体での輸出額・量で良いですが、その数字は、各事業者個別の輸出額・量の積み上げであるように整理すること。なお、各事業者個別の数値は公表する必要はありません。策定した輸出事業計画のPDCAサイクルを回す上で、課題の明確化（どの事業者がうまくいっているのか、いないのか。その原因は何か。）をしやすくするためです。

○「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」に記載する輸出額の現状及び目標値について、国・地域別の内訳を参考に添付すること。

○施設整備の計画を記入する場合は、過去に補助事業で整備した施設との重複がないか確認すること。

## 【切り花】

- 産地と卸売・輸出事業者等が連携した取組となっているか確認すること。
- 「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」には、輸出先国・地域のニーズに加え、植物検疫条件等の対応を要する規制の内容を記入すること。
- 「3 課題と取組内容」には、以下の点がわかるよう記入すること。
  - ・ 対象品目ごと・露地・施設ごとの作付面積、生産量、出荷時期、出荷量等について、現状値と目標値、目標値の考え方。
  - ・ 輸出先国・地域のニーズや規制に対応した取組のほか、生産力強化の取組を計画している場合は、その概要（3～5行程度）。
  - ・ 輸出先国の需要期、輸出時期（〇月～〇月等）に適応した産地の生産体制となっているか。
  - ・ 輸出先国までの輸送時の品質維持（コールドチェーンの確立等）に必要な取組となっているか。
  - ・ 輸出先国で求められる植物検疫条件、認証等に対応した取組となっているか。
- 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」には、産地、卸売・輸出事業者等の役割分担の有無、それぞれの産地・事業者が行う取組を明確にした連携体制の図を記入すること。
- 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」に記載する輸出額の現状及び目標値について、国・地域別の内訳を参考に添付すること。
- 施設整備の計画を記入する場合は、過去に補助事業で整備した施設との重複がないか確認すること。

## 【茶】

- 産地と輸出事業者が連携した取組になっているか確認すること。
- 「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」には、輸出先国・地域のニーズに加え、残留農薬基準等の対応を要する規制の内容を記入すること。
- 「3 課題と取組内容」には、以下の点がわかるよう記入すること。
  - ・ 有機栽培・国の防除体系別の作付面積、生産量、出荷時期、輸出向けの出荷量等について、現状値と目標値、目標値の考え方（例えば、取引先から最低ロットとして〇tを求められたことがある等。）
  - ・ 目標に向けてどのように対応していくのかの方向性と、その課題。
  - ・ 現時点では連携する輸出事業者がいない場合は、自ら輸出するのか、または将来的に輸出事業者との連携を考えているのかを含め、どのように販路の開拓を行い、輸出につなげていくのか。スケジュール感もわかるように記入すること。
- 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」には、産地、卸売・輸出事業者等の役割分担の有無、それぞれの産地・事業者が行う取組を明確にした連携体制の図を記入すること。

## 【茶】の続き

- 輸出事業計画の策定主体に輸出事業者が複数含まれる団体（協議会等）の場合は、以下の点に留意すること。
  - ・「5 事業の組織体系図及び連携体制図」に、①輸出事業計画において具体的に取組を担う事業者、及び、②各事業者の協議会内での役割（P12 「3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制」の（記載例）に記載の役割「××国での卸売り業務」、「国内流通・輸出」等を参考に記載してください。）を記載してください。
  - ・また、輸出事業計画に記載する現状及び目標の輸出量・輸出額は、協議会全体での輸出額・量で良いですが、その数字は、各事業者個別の輸出額・量の積み上げであるように整理してください。なお、各事業者個別の数値は公表する必要はありません。  
策定した輸出事業計画のPDCAサイクルを回すうえで、課題の明確化（どの事業者がうまくいっているのか、いないのか。その原因は何か。）をしやすくするためです。
- 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」に記載する輸出額の現状及び目標値について、国・地域別の内訳を参考に添付すること。
- 施設整備の計画を記入する場合は、過去に補助事業で整備した施設との重複がないか確認すること。

## 【コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品】

### <産地の場合>※一定のまとまりを持って輸出用米の生産に取り組む者

- マーケットインの発想に基づいた生産や具体的な販売戦略を計画できているか。
- 輸出事業者との連携体制は構築されているか。  
(あるいは構築する見込みとなっているか。)

### <輸出産地の場合>

#### ※千トン超を生産する意思表示を示し、実行戦略に基づきリスト化された者

- 目標年の輸出量は千トン超に設定されているか。
- 大ロット・低コストで輸出用米を生産・供給するための取組が記載されているか。

### <輸出事業者の場合>

- ターゲット国及びニーズを踏まえた、具体的な販売戦略を計画し、インポーター等との連携が図られているか。  
(あるいは連携を図るための取組が計画されているか。)
- 設定されたターゲット国は規制上輸出可能か。  
(あるいは規制対応のための取組が計画されているか。)

## 【製材・合板】

- 川上から川下までの事業者の連携が図られた取組になっているか。
- 将来にわたり森林資源の循環利用（再造林）につながる取組になっているか。
- 付加価値の高い木材製品を輸出する取組になっているか。
- クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材の利用の促進につながる取組となっているか。

## 【水産物（ぶり、たい、ホタテ貝、真珠）】

- 実行戦略の別表1（品目別輸出目標）の記載も参考に、自らの輸出事業の抱える課題と対応を明確化すること。
- 輸出先国・地域のニーズに加えて、食品衛生基準や薬剤残留基準等の輸出先国・地域の規制とその対応についても把握している範囲で記入すること。
- 輸出事業計画の策定主体が生産者である場合は、現在の生産量だけでなく、取引先等を通じて現在の輸出実績（商品形態、仕向け先国、輸出量・額等）についても把握し記載すること。
- 策定主体が加工・流通・輸出事業者である場合は、仕入先である生産者等を通じて、現在の生産量や輸出向け生産量について把握し記載すること。
- 課題・目標設定時には、特に以下に留意すること。
  - ・商品単価の設定や取引価格の上昇見込みなどの妥当性。
  - ・対象とする水産物が主に養殖業により生産される場合は、安定した生産と原料の供給が可能か、増産を図る場合は養殖場の維持・拡大などについて確認すること。
  - ・対象とする水産物が主に漁業により生産される場合は、資源変動による漁獲量の増減などを考慮し、安定して原料を確保できる見込みがあるか、当該水産物の資源評価や生産動向などについて確認すること。
- このほか、以下について留意すること。
  - ・対象とする品目が、条約や輸出先国の法令等により輸出禁止又は制限されている品目であり、これから輸出が解禁されるはずといった楽観的な予測となっていないか。
  - ・輸出先国と我が国との関係の変化や輸出先国による食品安全規制の強化による輸出量の急減など、突発的に生じる輸出ビジネス上のリスクについて検討が加えられているか。
  - ・画像等の使用にあたって著作権等の権利関係に留意するほか、輸出事業計画（公表用資料：様式2）が広く一般に公表されることを前提として、コンプライアンスの観点からチェックしているか。

## 【清涼飲料水・菓子・ソース混合調味料・味噌・醤油】

- 多様な商品があるため、具体的な商品情報を記載すること。
- H A C C P、ハラール等の施設の認定・認証を有していれば、記載すること。
- 食品添加物規制、包材規制等について把握しておくこと。

## 【清酒（日本酒）・ウイスキー・本格焼酎、泡盛】

### 【参考】輸出事業計画策定に当たっての着眼点

- 「3 課題と取組内容」
    - ・輸出事業計画の策定主体が酒類製造業者である場合、原料の調達体制が確保される取組となっているか。
    - ・輸出事業計画の策定主体が酒類の流通・輸出事業者である場合、輸出量確保のため、仕入先である酒類製造業者と連携体制を構築できる取組くなっているか。
    - ・輸出先国の酒類等に係る法規・規格及び規制に対応した取組くなっているか。
  - 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」及び「7 資金計画」
    - ・計画実施に当たっての必要額及び目標年（又はそれ以降の年）の利益額を適切に見込み、事業として実現可能な取組くなっているか。
- ※ なお、上記【参考】は例示であり、必須記載項目とするものではありません。

## (4) チェックリスト

○以下のチェックリストに基づき、認定基準が満たされているか、添付書類に漏れがないか等、ご確認ください。

◎輸出事業計画の認定を受けようとする者が以下の要件を満たしているか。

輸出事業計画に基づく事業を的確に実施できる能力を有する個人や団体である。

(直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等の確認)

申請者本人及び輸出事業計画を実施するための法人等の役員等が暴力団ではない。

GFPコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp/>）に登録していること。

◎以下の添付書類が添付されているか。

申請者の直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表（B/S）及び損益計算書（P/L）

(これらの書類がない場合は、当該事業年度の事業内容の概要を記載した書類)

公表用資料（様式2）※該当者（P2の類型①～⑤）のみ

◎輸出事業計画に以下の事項が記載されているか。

輸出事業の目標

輸出事業の対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国

輸出事業の内容及び実施期間

輸出事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出の現状

事業者が認識している輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出拡大に向けた課題

◎輸出事業計画が以下の基準を満たしているか。

ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。

輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。

目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。

輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

様式1-1及び1-2-1又は1-2-2が添付されている場合には、その内容が農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合又は同法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合のいずれにも該当しないこと。

### 3. お問合せ先

#### 【輸出事業計画全般に関わること】（輸出担当課）

担当部署	お問合せ先
農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室	03-6744-2375
北海道農政事務所 (北海道) 生産経営産業部 事業支援課	011-330-8810
東北農政局 (青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県) 経営・事業支援部 輸出促進課	022-221-6402
関東農政局 (茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・神奈川県・ 山梨県・長野県・静岡県) 経営・事業支援部 輸出促進課	048-740-5290
北陸農政局 (新潟県・富山県・石川県・福井県) 経営・事業支援部 輸出促進課	076-232-4233
東海農政局 (岐阜県、愛知県、三重県) 経営・事業支援部 輸出促進課	052-223-4619
近畿農政局 (滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県) 経営・事業支援部 輸出促進課	075-414-9101
中国四国農政局 (鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・高知県) 経営・事業支援部 輸出促進課	086-230-4258
九州農政局 (福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・鹿児島県) 経営・事業支援部 輸出促進課	096-300-6340 096-300-6385
沖縄総合事務局 (沖縄県) 農林水産部 食料産業課	098-866-1673

【輸出産地に関する問合せのうち、各品目に関わること】(畜産関係)

品目・担当部署	お問合せ先
<b>牛肉・豚肉</b>	
農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課（食肉貿易班）	03-6744-2130
(北海道)	北海道農政事務所 生産支援課 酪農・畜産グループ
(東北農政局管内)	東北農政局 生産部 畜産課
(関東農政局管内)	関東農政局 生産部 畜産課
(北陸農政局管内)	北陸農政局 生産部 畜産課
(東海農政局管内)	東海農政局 生産部 畜産課
(近畿農政局管内)	近畿農政局 生産部 畜産課
(中国四国農政局管内)	中国四国農政局 生産部 畜産課
(九州農政局管内)	九州農政局 生産部 畜産課
(沖縄県)	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室
<b>鶏肉・鶏卵</b>	
農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課（鶏卵食鳥班）	03-3502-5990
(北海道)	北海道農政事務所 生産支援課 酪農・畜産グループ
(東北農政局管内)	東北農政局 生産部 畜産課
(関東農政局管内)	関東農政局 生産部 畜産課
(北陸農政局管内)	北陸農政局 生産部 畜産課
(東海農政局管内)	東海農政局 生産部 畜産課
(近畿農政局管内)	近畿農政局 生産部 畜産課
(中国四国農政局管内)	中国四国農政局 生産部 畜産課
(九州農政局管内)	九州農政局 生産部 畜産課
(沖縄県)	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室
<b>牛乳乳製品</b>	
農林水産省 畜産局 牛乳乳製品課	03-6744-2128
(北海道)	北海道農政事務所 生産支援課 酪農・畜産グループ
(東北農政局管内)	東北農政局 生産部 畜産課
(関東農政局管内)	関東農政局 生産部 畜産課
(北陸農政局管内)	北陸農政局 生産部 畜産課
(東海農政局管内)	東海農政局 生産部 畜産課
(近畿農政局管内)	近畿農政局 生産部 畜産課
(中国四国農政局管内)	中国四国農政局 生産部 畜産課
(九州農政局管内)	九州農政局 生産部 畜産課
(沖縄県)	沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室

【輸出産地に関する問合せのうち、各品目に関わること】

(園芸・米関係)

品目・担当部局	お問合せ先	
<b>果樹（りんご・ぶどう・もも・かんきつ・かき・かき加工品）</b>		
農林水産省 農産局 園芸作物課（園芸流通加工対策室）	03-3502-5958	
<b>野菜（かんしょ・かんしょ加工品）</b>		
農林水産省 農産局 地域作物課	03-6744-2115	
<b>野菜（いちご及びその他野菜）</b>		
農林水産省 農産局 園芸作物課（園芸流通加工対策室）	03-3502-5958	
<b>切り花</b>		
農林水産省 農産局 園芸作物課（花き産業・施設園芸振興室）	03-6738-6162	
<b>茶</b>		
農林水産省 農産局 果樹・茶グループ	03-6744-2194	
<b>コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品</b>		
農産局 農産政策部企画課（米穀貿易企画室）	03-6738-6069	
(北海道)	北海道農政事務所生産経営産業部 生産支援課	011-330-8807
(東北農政局管内)	東北農政局生産部 生産振興課	022-221-6169
(関東農政局管内)	関東農政局生産部 生産振興課	048-740-0409
(北陸農政局管内)	北陸農政局生産部 生産振興課	076-232-4302
(東海農政局管内)	東海農政局生産部 生産振興課	052-223-4622
(近畿農政局管内)	近畿農政局生産部 生産振興課	075-414-9020
(中国四国農政局管内)	中国四国農政局生産部 生産振興課	086-224-9411
(九州農政局管内)	九州農政局生産部 生産振興課	096-300-6227
(沖縄県)	沖縄総合事務局生産部 生産振興課	098-866-1653

## 【輸出産地に関する問合せのうち、各品目に関わること】（その他）

品目・担当部署	お問合せ先
<b>製材・合板</b>	
林野庁 木材利用課	03-6744-2299
<b>ぶり・たい・ホタテ貝・真珠</b>	
水産庁 加工流通課	03-3502-4190
<b>清涼飲料水・菓子・ソース混合調味料・味噌・醤油</b>	
農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課	03-6744-7180
<b>清酒（日本酒）・ウイスキー・本格焼酎・泡盛</b>	
国税庁 酒税課 輸出促進室（輸出促進第二係）	03-3581-4161(内線3162)

## (参考) 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等(1)

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等(1)

### ハード事業

※優先採択とは、審査に当たつてのポイントの加算等

- 1 産地生産基盤バーアップ事業（新市場獲得対策）（優先採択）  
新市場の口付・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備等を支援。

- 2 産地生産基盤バーアップ事業（収益性向上対策）（優先採択）  
収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な集出荷施設の整備等を総合的に支援。

### ソフト事業

- 1 マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業のうち  
①戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業のうち 分野・テーマ別海外販路開拓支援化事業（要件緩和）  
新たな需要創出が期待できる取組も含めて、分野・テーマ別に集中実施する民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援。  
②コメ・コメ加工品の輸出事業者が取り組む海外需要開拓等支援（優先採択）  
コメ・コメ加工品の輸出拡大を図るため、①輸出事業者が輸出産地等と連携して取り組む海外需要開拓等の取組の推進、②輸出拡大のために整備した精米施設・炊飯器等について、海外で求められる認証の取得等を支援。
- 2 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立対策のうち  
①海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業（優先採択）  
輸出ターゲット国等において物流や小売等の企業も含む複数企業がコソーシアムを形成して国内外市場の間の戦略的サプライチェーンを構築するための取組に対し、事業化可能性調査にかかる費用等を支援。  
②水産物輸出拡大連携推進事業（優先採択）  
生産・加工・流通・輸出等の水産バリューチェーン関係者が連携して国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流の構築を行際に必要となる費用を支援。
- 3 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち  
国際的認証取得等支援事業のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（優先採択）  
農業者等による有機JAS認証・GAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP等）の取得や輸出向け商談、有機以外の農産物等の混入防止やGAP認証普及等の取組を支援。
- 4 輸出環境整備緊急対策事業のうち  
①輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業（優先採択）  
農業者等に対し、輸出先国の規制に對応するために必要な手続に係る手続に関する制度の周知・相談対応等を実施。  
②畜産物干式冷蔵検査加速化支援事業（優先採択）  
EU等向けの畜産物の輸出に必要な牛肉・豚肉・鶏肉・卵・生乳・ケーシングの残留農薬等干式冷蔵検査、乳牛農場におけるブルセラ・牛結核検査、羊、山羊のモニタリング検査を支援。
- 5 輸出環境整備緊急対策事業 続き  
③コメ・コメ加工品の規制対応等に対する支援（優先採択）  
コメ・コメ加工品輸出に取り組む事業者に対して、中国向け精米輸出に必要なくん蒸等の海外規制等の対応に要する費用を支援。  
④植物品種等海外流出防止緊急対策事業（優先的に支援）  
優良品種の海外への流出・無断繁殖を防止するため、品種登録（育成者権の取得）に係る経費を支援。
- 6 食品産業の国際競争力強化緊急対策事業（優先採択）  
①有機JASやJFS規格認証のモデル実証を支援。  
②フォードテック等による新たな商品・サービスについて、ビジネスモデルの実証を支援。
- 7 場内手確保・経営強化支援事業（優先採択）  
農産物の輸出に向けた取組など意欲的な取組による手続の導入を支援。
- 8 スマート農業技術の開発・実証 実装プロジェクトのうち 輸出拡大に貢献する栽培技術等の開発（優先採択）  
スマート農業と連携しつつ、輸出拡大に貢献する栽培技術等の開発を支援。

## (参考)

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（2）

### 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置

#### ハード事業

\*優先採択とは、審査に当たってのポイントの加算等

- 強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)（優先採択）**  
産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体や農業法人等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入等を支援。
- 農業農村整備事業等（優先採択）**  
農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靭化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の改修・統廃合等を推進。
- 農業競争力強化基盤整備事業（補助率の嵩上げ）**  
輸出事業計画開連の農地整備事業の実施計画策定を定額助成。
- 林業・木材産業成長産業化促進対策（優先採択）**  
川上と連携して木材の安定的・効率的な供給に取り組む木材加工流通施設及び特用林産派生施設の整備を支援。
- 浜の活力再生 成長促進交付金（優先採択）**  
漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等を支援。

#### ソフト事業

- 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち  
フードテックを活用した新しいビジネスモデル実証事業（優先採択）**  
フードテック等による新たな商品・サービスについて、ビジネスモデルの実証を支援。
- グローバル産地づくり推進事業のうち  
規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業（優先採択）**  
日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備を支援。
- マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業（要件緩和）**  
新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される具体的かつ構造的な分野・テーマについて、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援。
- 輸出環境整備推進事業（優先採択）**  
既存添付物等申請事業、施設認定等検査支援事業、畜水産モニタリング検査支援事業、国際的認証資格取得等支援事業により、輸出先国の規制に対応する環境整備を支援。
- 植物物品種等海外流出防止総合対策・推進事業（優先的に支援）**  
我が国優良品種の海外への流出、無断増殖を防止するため、品種登録（育成者権の取得）や侵害対策に係る経費等を支援。
- 農業知的財産保護・活用支援事業（優先的に調査）**  
農業知的財産管理支援機関が海外における知的財産の侵害状況を一元的に監視・把握し、品種開発者の権利行使を支援するほか、農業に係る特許・商標の取得や活用に向けた取組等を支援。
- 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策（優先採択）**  
省力樹形への新植・改植を支援。また、水田の樹園地への転換や既存産地等と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展等の取組を支援。
- 農家負担金軽減支援対策事業（対象地区の拡大）**  
土地改良事業の農家負担金の最大5/6を無利子で貸付けする事業の対象に、輸出事業計画の開連地区を追加。
- 中山間地農業推進対策（優先採択）**  
中山間地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。
- 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業（優先採択）**  
製材・合板等の附加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、企業の連携によるモデル的な輸出の取組を支援。

(参考)

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（3）

## 輸出事業計画の策定等が必要な関連事業

2021年5月の輸出関係閣僚会議で取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ」において、「PDCAサイクルを構築し、より効果的な支援策とするため、輸出に関する補助、融資、税制などの支援策について、輸出促進法に基づく輸出事業計画とリンクさせる方向で検討する」ことが明記されました。このことを踏まえ、令和3年度補正予算から、輸出予算事業について、輸出促進法の規定による輸出事業計画とリンクさせることとし、以下に掲載される各種事業において、輸出事業計画の策定等が必要となりました。

なお、事業によって輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

### 【令和3年度補正予算】

- ・食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策
- ・農産物等輸出拡大施設整備事業
- ・食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業
- ・畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業
- ・グローバル产地づくり緊急対策のうち青果物輸出産地体制強化加速化事業
- ・グローバル产地づくり緊急対策のうち加工食品輸出産地確立緊急対策
- ・水産物輸出促進緊急基盤整備事業

### 【令和4年度予算】

- ・食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
- ・グローバル产地づくり推進事業のうち農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業
- ・食肉流通構造高度化・輸出拡大事業
- ・食肉生産流通多角化対策のうち食肉生産流通多角化施設整備支援事業
- ・持続的生産強化対策事業のうち園芸産地づくり支援のうち大規模契約栽培産地育成強化事業
- ・木材製品輸出拡大事業

## (参考)

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等 (4)

(令和4年10月1日からスタート)

# 農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）（日本政策金融公庫法の特例）

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、

- ① 輸出促進を目的に、多用途に有利に融資を受けられる独立の資金。
- ② 非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。
- ③ 償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。

## 資金の概要

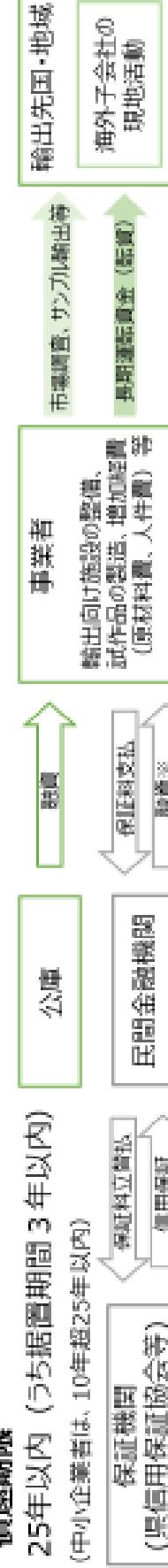
- 1 貸付対象者 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- 2 貸付限度額 債付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）
- 3 資金用途 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従つて実施する事業であつて次に掲げるものの  
① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用  
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、パラルに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用

### ② 長期運転資金

- 例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、アロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）

- ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金  
(転貸)に必要な資金の用途は①・②。)

### 4 償還期限



※民間金融機関から保証付き借り入れをする場合、農林水産省の令和4年度予算事業により、支払った保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

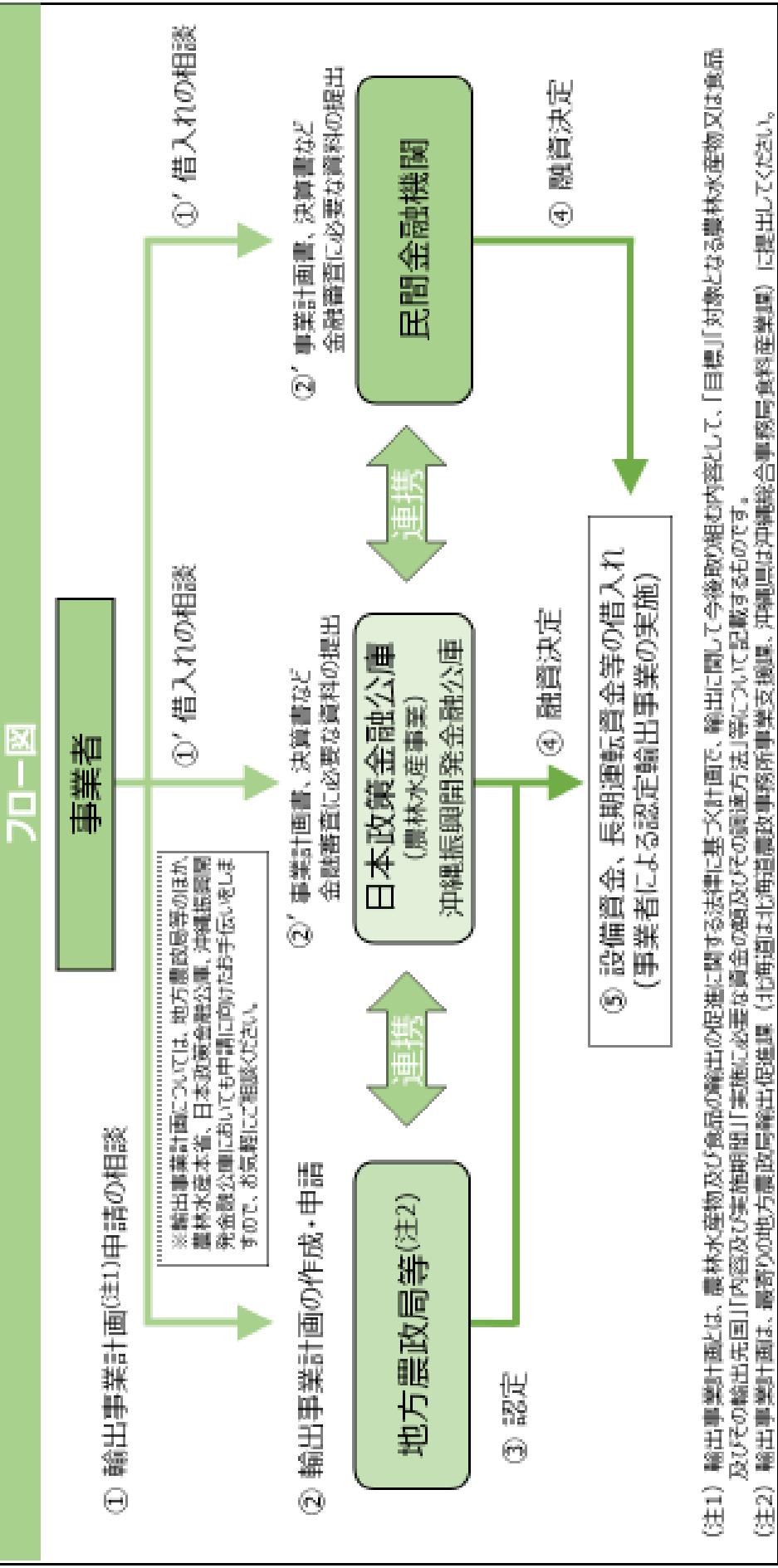
(参考)

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（4）

## 農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）の借入手続きについて

- 公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金を借り入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省から認定を受ける必要があります。
- 公庫・民間金融機関への借入れの相談と平行して、地方農政局等に対し輸出事業計画の申請に向けた相談を開始してください。
- 融資の決定に当たっては公庫による金融審査があります。

フロー図



## (参考)

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（5）

## 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置

### （令和4年10月1日からスタート）

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大ための活動を後押しします。

#### < 税制特例の概要 >

##### 1. 特例の概要

改正輸出促進法の施行から令和5年度末までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従つて機械装置、建物等を取得得した場合、当該資産について、  
① 機械装置は30%  
② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%  
の割増償却を5年間行うことができる。

##### 2. 特例の要件

① 買入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること  

年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

  
② 食品生産の輸出向けにHACCP等対応施設整備事業による補助金を受けないこと  
③ 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金を受けないこと

##### 3. 手続手続きの流れ

（1）輸出事業計画作成の相談、（2）輸出事業計画の認定申請  
（3）輸出事業計画の認定  
（4）特例制度を受ける輸出事業用資金の利用実績の報告  
（5）輸出事業の運用に供していることの証明  
（6）輸出申告

地方農政局等

税務署

##### 対象となる機器の施設整備の例



例1 水産加工施設

・冷凍や熱貯留の輸出に手応えがあるが、計量・包装工程を手作業で行っており、生産能力が低いことが課題。  
・計量・包装ラインを整備し、生産能力を強化。



例2 木材加工施設

・米国で流通する木材の規格に合わせて木材を加工するため、刈込できる製造ラインを整備。

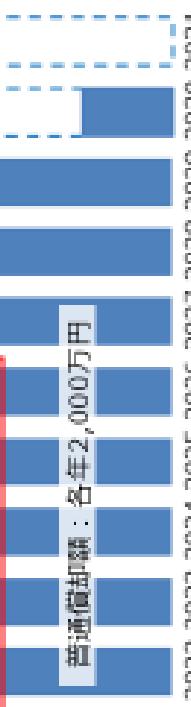
##### 割増償却の効果

○ 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間において、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年×1の割増償却が可算となり、約139万円/年×2の法人税が軽減。

※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）=600万円  
※2 初期償却額（600万円）×法人税率（23.2%）=139万円

事務局

5年間の減税分696万円を輸出  
拡大の運動資金として活用できる。



2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031